

令和 5 年 11 月 24 日  
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	備考
定期巡回めぐみの会練馬 東京都練馬区中村三丁目 5 番 10 号 第二メディカルビル 201	株式会社メディカル・アート	令和 5 年 12 月 1 日	令和 5 年 7 月 13 日の地域密着型サービス運営委員会で協議済【参考資料参照】

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
花物語 ねりま西 東京都練馬区南田中四丁目 10 番 19 号	株式会社日本アメニティライフ協会	令和 5 年 12 月 1 日	18 人	法人変更

2 区外指定地域密着型サービス事業者  
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
デイサービス リンク 東京都西東京市保谷町三丁目 8 番 7 号	株式会社スマイル	令和 5 年 7 月 1 日	2 名	指定申請手続きが遅れたが、利用者への影響を鑑み、過去に遡って指定するもの
歩くりハビリやすらぎ邸 東京都西東京市柳沢三丁目 1 番 4 号	株式会社やすらぎ邸	令和 5 年 12 月 1 日	1 名	